

食安輸発1116第5号  
平成24年11月16日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の取扱いについて

標記については、平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号、平成18年9月28日付け食安輸発第0928004号、平成19年7月30日付け食安輸発第0730002号及び平成23年11月7日付け食安輸発1107第2号により通知したところです。

今般、平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」が通知されたことから、下記のとおり検査を実施することとしたので御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、輸入者に対して、引き続き平成18年9月15日付け食安輸発第0915001号に基づき、安全性未審査の遺伝子組換え食品の輸入防止に努めるよう指導方お願ひします。

なお、平成18年9月15日付け食安輸発第0915002号、平成18年9月28日付け食安輸発第0928004号、平成19年7月30日付け食安輸発第0730002号及び平成23年11月7日付け食安輸発1107第2号については、本通知をもって廃止します。

### 記

1. 対象国、対象食品、検査項目及び検査方法  
別表のとおりとする。

2. 検査の頻度  
輸入の都度、貨物を保留し検査を実施すること。

3. その他

検査が実施困難な米国産長粒種米加工品については、輸入を自粛するよう指導すること。ただし、原材料として使用された米、米粉等に係る輸出国公的検査機関が行った検査結果が陰性であることをもって、当該加工食品等の輸入の自粛を求めないこととする。

米国産長粒種及びその加工品については、登録検査機関による自主検査受託体制が整うまでの間は行政検査で対応すること。

(別表)

対象国	対象食品	検査項目	検査方法
米国	長粒種米及びその加工品(主原料とするもので未加熱のもの)	LL601	平成24年11月16日付け食安発1116第4号「安全性未審査の組換えDNA技術応用食品の検査方法について」
中国	米加工品(米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの)	63Bt、NNBt	
ベトナム	米及びその加工品(米を原料とするもので、米粉、ビーフン等、未加熱又は加熱の程度が低いもの)	CpTIコメ	